

提 案 理 由

報告第12号
専決第7号

委任専決処分をしたものについて
損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。

【事故の概要】

令和4年10月18日、学教給食センター配送車両が養父市八鹿町高柳地内の国道9号線を走行中、道路工事のため片側交互通行になっている場所で、交通誘導員の停止指示を見落とし直進し、停止の指示に気づき慌ててバックした際、後方不注意により、停車していた後方車両に接触し、相手方車両を破損させたものである。

■損害賠償の額 374,000円

■過失割合 市の過失 100% 相手方の過失 0%

議案第83号

令和4年度養父市一般会計補正予算（第7号）

理 由

本件は、妊娠時から出産・子育てまで一貫した経済的支援施策の実施に伴う、必要となる経費の補正を行うものである。